

企業内転勤のための居住査証（TTI）とその家族の居住査証（RFI）

1. 概要

企業内転勤をする就労者はこの居住査証を申請することができます。

2013年9月27日付法令14/2013号企業家とその国際化支援法にて規定された条件を満たす必要があります。

また、就労者と同居または就労者に同行する場合、配偶者、配偶者に準ずる者、18歳未満の子、未婚で就労者に経済的に扶養されている18歳以上の子、及び経済的に扶養されている父母・祖父母は、この居住査証を申請することができます。

適用法令

2013年9月27日付法令14/2013号企業家とその国際化支援法及び同法修正25/2015号。

書類の提出

申請者本人が在東京スペイン大使館に出頭し書類を提出してください。予約は不要です。受付時間は平日9:30から12:30まで。休館日や所在地などについては[リンク](#)をご参照ください。

企業内転勤の居住査証及びその家族の居住査証は、本国の査証審査部門による事前の許可を受けて、在東京スペイン大使館で発給されます。そのため一定の時間がかかりますので日数的な余裕をもって申請してください。

査証審査の結果

申請日から10日間以内に審査結果が出ます。

査証が発給されたら、認可通知の日から1ヶ月以内に、申請者本人が在東京スペイン大使館に出頭してパスポートを受け取らなければなりません。また、大使館を出るまえに、査証に記載されるデータに間違いがないこと、大使館印が押印されていることを必ず確認してください。

査証が否決された場合はその旨が申請者本人に通知されます。この場合、通知の日付から2ヶ月以内にマドリード管区裁判所（Tribunal Superior de Justicia de Madrid）に対し行政訴訟の手続きを行うことができます。また、通知の日付から1ヶ月以内に在東京スペイン大使館に対し再審査請求を行うことができます。

査証申請手数料

日本国籍の方は査証申請手数料が免除されます。その他の国籍の方はこちらの[リンク](#)から当大使館のホームページにアクセスして料金をご確認ください。手数料は申請時に現金でお支払いください。なお、査証が否決された場合でも返金はできません。

※重要：外国人身分証について

スペインに入国後1ヶ月以内に、査証申請者が居住地の移民局または警察署に出頭し、外国人身分証（Tarjeta de Identidad de Extranjero）を申請しなければなりません。

2. 必要書類・申請条件等

申請者は以下の書類を提出してください。

1. **査証申請書**（添付書類）
2. 最近撮影した**写真**（3cm×4cm程度、カラー、正面を向いたもの、背景の色：白）を申請書に貼ってください。
3. 有効な**旅券（パスポート）** スペインへの入国日より1年以上有効なもの。写真と個人データの頁（コピー1部）。有効期限が更新された旅券の場合はその旨が明記される頁のコピーも必要。

提出する旅券（パスポート）は、スペインへの渡航予定日よりさかのぼり10年以内に発行されたものでなければなりません。それ以前に発行された旅券（パスポート）は受理できません。旅券（パスポート）には最低2枚以上の余白ページが必要です。明らかに劣化しているもの、一部または全体が傷んでいるもの、ページが脱落していたり裂けたりしているもの、磁気式ストライプがなく機械での読み取りに対応していない旅券（パスポート）は受付られません。ご自分のパスポートがこのシステムに対応しているかどうか不安な場合はパスポートを更新し、新たに取得することをお勧めいたします。

※注意：査証が有効期間内であっても、パスポートの有効期限が切れたり、パスポート自体が取り消された場合には、査証もその効力を失います。

4. **労働居住許可決定通知書**（原本とコピー1部）：スペイン移民局大企業戦略グループ部門にて事前に取得しておくこと。
5. **無犯罪証明書**：申請者が18歳以上の場合は、過去5年間に居住した国々の警察当局が発行する、スペイン国法により犯罪とされる行為を犯していないことを証明する無犯罪証明書が必要。日本国以外の国が発行した無犯罪証明書には、発行国の外務省によるしかるべき認証が必要。（原本）。
6. **家族関係等を証明する書類**（家族の査証を申請する場合）
上記 1. ～5. の書類に加えて、下記の書類の原本とコピー1部：
 - a) 配偶者及び未成年の子の場合、戸籍謄本。（発行日より 90 日以内のもの）
 - b) 成人した子の場合、戸籍謄本(出生証明書)、住民票、両親に扶養されていることを証明する書類(学生の場合、学校の在籍証明書等。或いは十分な収入がない為、自活できないことを証明する確定申告書の本人控え等)。

※戸籍謄本のみ外務省領事移住政策課証明班のアポスティール認証を取り付けること。
又、すべての日本語の書類にはスペイン語訳 2 部も用意すること。

なお、当大使館が申請内容を確認するうえで必要と判断する場合、申請者に追加書類の提出あるいは領事面会を要請することがあります。また、提出書類に不備があった場合は、当館からの指示に従い在東京スペイン大使館領事部に追加の書類を提出してください。

必ずローマ字で記入して下さい*

		<h1>スペイン国ビザ申請書</h1> <h2>無料配布用</h2>			<p>写真</p>
1. 姓 ¹					PARTE RESERVADA A LA ADMINISTRACIÓN Fecha de la solicitud: Número de la solicitud de visado: Expediente gestionado por: Documentos presentados: <input type="checkbox"/> Documento de viaje <input type="checkbox"/> Autorización gubernativa <input type="checkbox"/> Solicitud de autorización gubernativa <input type="checkbox"/> Medios de subsistencia <input type="checkbox"/> Prueba de alojamiento <input type="checkbox"/> Certificado médico <input type="checkbox"/> Certificado de antecedentes penales <input type="checkbox"/> Seguro médico de viaje <input type="checkbox"/> Nota verbal <input type="checkbox"/> Otros: Decisión sobre el visado: <input type="checkbox"/> Denegado <input type="checkbox"/> Expedido: Valido desde hasta Número de entradas: <input type="checkbox"/> Una <input type="checkbox"/> Dos <input type="checkbox"/> Múltiples Número de días:
2. 旧姓 ²					
3. 名 ³					
4. 生年月日 (日-月-年)		5. 出生地		7. 国籍	
		6. 出生国		出生時の国籍 (現在の国籍と異なる場合)	
8. 性別 男性 女性		9. 婚姻等の状況 独身 既婚 別居 離婚 死別 その他 (明記する)			
10. 未成年の場合：親権者あるいは法定後見人の姓名、住所 (住所は申請者と異なる場合のみ記入)、国籍					
11. 身分証明書番号 (所持する場合)					
12. 旅券 (パスポート) の種類 一般旅券 外交旅券 サービスパスポート オフィシャルパスポート 特別旅券 その他 (明記する)					
13. パスポート番号		14. 発行年月日 (日-月-年)	15. 有効期限 (日-月-年)	16. 発行機関 (国)	
17. 申請者の住所とメールアドレス				電話番号	
18. 現在の国籍と異なる国に居住していますか いいえ はい 居住許可またはそれに相当する許可番号..... 有効期限					
19. 現在の職業					

1 旅券に記載されていると同じように記入してください。

2 旅券に記載されていると同じように記入してください。

3 旅券に記載されていると同じように記入してください。

20. 旅行の主要目的		
労働を伴わない居住 家族同居 就労による居住 事業主としての居住	短期労働のための居住（年に9ヵ月間まで） 学業のための居住 研究者（研究機関により締結された協定によるもの） 公的業務による居住	
21. スペインへの入国予定日	22. 希望入国回数	一回 二回 複数回
23. 申請者のスペインでの住所		
24. 外国人登録番号 (NIE) ⁴	25.- 外国人管轄当局による決定通知の日付 ⁵	
26. 家族同居査証の場合、在スペインの招請者に関する情報		
在スペインの招請者の姓名		
続柄 (申請者と招請者の関係)		
配偶者 事実婚 招請者あるいは配偶者の子供	招請者または配偶者の直系尊属 招請者が親権あるいは法的代理権を有する扶養者	
生年月日	国籍	スペイン国外国人登録番号又はスペイン国民身分証明書番号
招請者の住所		招請者の電話番号
		招請者のメールアドレス
27. 就労査証、事業主査証、短期労働査証を申請する場合雇用主あるいは企業に関する情報		
雇用者の姓名または企業名および連絡担当者の姓名		
雇用者または企業の住所		雇用者または企業の電話番号
		雇用者または企業のメールアドレス
雇用者または連絡担当者のスペイン国外国人登録番号又はスペイン国民身分証明書番号		
企業のスペイン国納税者番号		

⁴ 申請者に対する居住許可あるいは労働許可が外国人管轄当局により決定されている場合は必ず記入すること。

⁵ 申請者に対する居住許可あるいは労働許可が外国人管轄当局により決定されている場合は必ず記入すること。

28. 学業あるいは研究のためにビザを申請する場合、学校または研究所に関する情報	
学校名または研究所名	
学校または研究所の住所	学校または研究所の電話番号
	学校または研究所のメールアドレス
学業あるいは研究の開始予定日	学業あるいは研究の終了予定日
官公庁、非営利団体、財団など、あるいは親保持者/法律上の後見人でない者による教育プログラムにより未成年者が一時的にスペインに滞在する場合について	
未成年者の受け入れ責任者の姓名。または、受け入れ機関名と連絡担当者の姓名。	
受け入れ責任者または機関の住所	受け入れ責任者または機関の電話番号
	受け入れ責任者または機関のメールアドレス
受け入れ責任者または受け入れ機関の連絡担当者のスペイン外国人登録番号またはスペイン国民身分証明書番号	
<p>私は下記の内容を承知し、同意いたします：本申請書に記載が必要されるデータの収集、顔写真の撮影は、ビザ申請及びその審査に必須です。また、申請書に記載された私に関する個人情報ならびに顔写真は関連当局に通知され、通知を受けた当該関連当局より私のビザ申請に関する決定に使用されます。これらの情報ならびに私のビザ申請についてとられた決定はデータベースに入力され、保存されます。データベースの取り扱いに関する責任者は査証申請が行われた領事館です。これらのデータには、環境管理にあたるびぎ当局ならびにスペイン国内のビザ当局、移民や亡命関連当局が、入国、滞在および居住が正当になされていることを確認し、この条件を満たさない、あるいはすでに満たしていない個人の特定、亡命申請の審査およびその責任の所在を明確にする目的で、アクセスすることができます。</p> <p>個人情報保護に関する1999年12月13付け組織法第15号の定めにしたがい、私は私に関する情報にアクセスし、修正し、異議を申し立て、取り消す権利があり、この権利の行使は、スペイン国外務省領事局 (Dirección General de Asuntos y Asistencia Consulares del Ministerio de Asuntos Exteriores y de Cooperación, calle Ruiz de Alarcón, número 5, 28071 Madrid) に対し書面に行います。</p>	

私が申請用紙に記入した内容は、私が知る限り全て正確で、完全なものであることを宣言します。虚偽の記載があった場合には、申請が拒否されたり、あるいはビザが発給済みの場合には取り消される可能性があることを承知しています。

ビザ申請書類がいったん提出されると、受理の場所と日付が付された本申請書の控えが申請者に渡され、さらに、不足書類や不備、証明書の提出方法、出頭の必要性や決定の通知について伝えられます。

追加書類の必要性や不備については、申請者あるいはその法定代理人により提出されている番号に、電話あるいはファックスによりなされます。この方法により連絡がとれない場合は、申請書に記載される当該領事館の管轄区内にある住所に書面にて連絡されます。

追加書類の必要性や不備が伝えられた場合は、出頭命令の場合を除き、10日以内に履行されなければなりません。尚、本人出頭が必要な場合の期限は15日です。

上記の方法で連絡がとれない場合は、管轄領事館の掲示板に、当該連絡事項が 10 日間告示されます。

追加書類や不備、出頭命令が定められた期間内に対応、履行されない場合は、申請者により査証申請が放棄されたものとみなされ、査証申請放棄の決定が伝えられます。

スペイン国ビザの申請に関する決定は、非営利目的の居住ビザを除き、管轄の領事館に申請が提出された日の翌日から起算して遅くとも一ヶ月以内に伝えられ、この期限は延長されることはありません。ただし、非営利目的の居住ビザについては、この期限は最長三ヶ月となりますが、これには、管轄の中央政府代表部あるいは中央政府副代表部により下される居住許可の決定が領事館に伝えられるまでの期間は含まれません。

発給された査証は一ヶ月以内に受領しなければなりません。ただし、家族同居ビザまたは留学ビザの場合は二ヶ月以内に受領すればよいものとします。かかる期間内に受領しない場合、発給された査証は申請者により放棄されたものとみなし、書類は記録として保管されます。

私は、ビザの発給が拒否された場合でも申請費用は返されないことを承知しています。

27. 場所と日付

28. 署名 (未成年の場合は親権者または法定後見人の署名)